

平成 30 年 3 月 19 日

自治会・町内会長各位

西区福祉保健課長

平成 30 年度ふれあい会助成金申請受付について（ご案内）

陽春の候 皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から、西区政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

「ふれあい会」とは、自治会町内会単位の地域で結成され、ひとり暮らし高齢者等を見守り・訪問する活動です。活動を通して、温かみのある近隣関係を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

西区では、ふれあい会の活動を支援するために、助成金を交付しており、次年度も助成金の申請受付を行います。

この機会に助成金を活用した取組について、御検討いただけたら幸いです。

1 申請について

新規の申請は随時受け付けておりますので、問合せ先までお気軽に御相談ください。

※平成 30 年度申請の助成金の算定方法について変更予定です。

算定方法等については別紙をご覧ください。

※予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

2 相談・問合せ先

活動を御検討されるにあたり御質問等ございましたら、お気軽に下記問合せ先まで御連絡ください。よろしく願い申し上げます。

(1) 福祉保健課事業企画担当（2階27番窓口）

電話 3 2 0 - 8 4 3 7 / FAX 3 2 4 - 3 7 0 3

(2) 西区社会福祉協議会（西区高島2-7-17ファーストプレイス横浜 3階「フジア」）

電話 4 5 0 - 5 0 0 5 / FAX 4 5 1 - 3 1 3 1

ふれあい会では次のような活動をしています



○ 見守り活動（週 2 回程度）

お元気で暮らしていらっしゃるかどうかを、外から見守ります。（朝になると雨戸が開くか、夜になると灯りが点くか、新聞がたまっていないかなど）

○ 訪問活動（月 2 回程度）

お宅を訪問して、お身体の加減等をうかがいます。

その他、食事会・お茶会等をされている会もあります。

ふれあい会のご案内



* 「ふれあい会って」・・・？

自治会町内会の区域で結成され、ひとり暮らし高齢者世帯等を見守り・訪問する活動です。活動を通して、温かみのある近隣関係を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

- ※ 活動状況(平成30年2月末時点)
- ふれあい会結成数: 55団体
- 見守り・訪問活動協力者: 609人
- 見守り・訪問世帯数: 1, 312世帯

* 誰が活動するの・・・？

自治会町内会員や民生委員児童委員など地域の皆さんが、ボランティアで活動しています。役職や特別な資格などは必要ありませんが、個人情報保護に関する法令に基づいた規定を作成し、活動する必要があります。

* 誰を見守るの・・・？

ふれあい会は、次の世帯に該当し、かつ見守り・訪問活動に同意された方を対象としています。

- ひとり暮らし高齢者世帯
- 高齢者のみ世帯
- ご家族がお仕事などで、昼間は高齢者だけになる世帯など



※助成金額は、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯数を基礎として算定します。

* 活動内容は・・・？

見守り活動と訪問活動です。

■ 見守り活動(週2回程度)

お元気で暮らしていらっしゃるかどうかを、外から見守ります。
(朝になると雨戸が開くか、夜になると灯りが点くか、新聞がたまっていないかなど)

■ 訪問活動(月2回程度)

お宅におうかがいして、お身体の加減等をうかがいます。



* 困ったときは…？

活動を行う中で生じた悩みごとは、一人で抱え込まないで、同じふれあい会の仲間や地区担当民生委員・児童委員に相談してみてください。

* 見守られている方に何かあったら…？

見守られている方が、食事の支度や洗濯をするのが難しくなっていたり、体調が悪かったりする場合は、介護保険のサービスを利用するなどの方法があります。

活動の中で、対象者が福祉・保健のサービスを必要とする場合などには、地区担当民生委員・児童委員や地域包括支援センターへ相談してください。



* 活動費はどうするの…？

西区では、ふれあい会の活動を支援するために、助成金を交付しています。

■ 対象

ふれあい会の活動を行うために、自治会町内会を区域として地域住民が結成した団体

■ 助成金額（改正案） ※予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

助成金額は、助成基準額に、活動開始時期の割合を乗じた額です。

$$\text{助成金額} = \text{助成基準額} \times \text{活動開始時期の割合}$$

助成基準額
＝基礎額(20,000円)
＋加算額(12,000円×助成対象世帯数)
※助成対象世帯は「ひとり暮らし高齢者世帯」
「高齢者のみ世帯」とします。

活動開始時期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
割合	100%	80%	60%	30%
申請書提出日	5月末日	8月末日	11月末日	2月末日

■ 対象経費

- ① 事務費(消耗品費、印刷費、通信費等)
- ② 会議費(会場使用料等)
- ③ ふれあい福祉活動に伴う経費
(対象者への啓発物品等購入費、
対象者の交流を目的とした行事等の開催費等(酒代は除く))
- ④ その他ふれあい会の活動を行うために必要な経費

* 問合せ先

- 西区役所福祉保健課運営企画係(西区役所2階27番窓口)
電話:320-8437 FAX:324-3703
- 横浜市西区社会福祉協議会(西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階「フクシア」)
電話:450-5005 FAX:451-3131